

教育データの利活用に係る留意事項 Q & A 編

■ 構成案

※太字下線のQ & Aの第一稿を本資料に記載しています。

※問の加除があるため問番号に枝番が発生していますが、最後に通しとなる形に修正する予定です。

パート 1 総論関係

1-1 はじめに

- (1) 教育データとは、具体的にどのようなものを指しますか。
- (2) 教育データの利活用を行うと、どのようなメリットや課題があるのでしょうか。

パート 2 事例関係

2-1 主に入学時・年度初め

- (3) 教育データを取得するときには、どのようなことに気を付ければよいですか。
- (4) 新たな学習ソフトウェアを導入するときには、どのようなことに気を付ければよいですか。

2-2 在学中

2-2-1 データ利活用

- (5) 教育データを利活用するときには、どのようなことに気を付ければよいですか。
- (6) 個人情報が含まれる教育データについて、教育委員会や各学校が、異なる種類のデータ（校務系データと学習系データなど）同士を統合したり、分析したりすることは問題ないのでしょうか。

2-2-2 データ管理

- (7) 教育データをシステム上で安全に管理する上で、どのようなことに気を付ければよいですか。
- (8) 教育データを取り扱う際に、インターネットにつながるシステムを利用する場合とそうでない場合で、気を付けるべきことに違いはありますか。
- (9) 児童生徒の成績、健康診断の情報、いじめや心の相談などに関する情報などの教育データをクラウドに保存してよいですか。
- (9の2) 児童生徒の病気や内面に关わる情報などが含まれる教育データを利活用するときには、どのようなことに気を付ければよいですか。
- (10) 教育データは、誰が閲覧してよいですか。
- (11) 万が一、教育データが流出してしまった場合や誤って削除されてしまった場合に、どのような対応が求められますか。

2-3 卒業・進学・進級時

2-3-1 データの保存、削除

- (12) 教育データはいつまで保存すればよいですか。教育データの種類によって違いますか。
- (13) 教育データを削除・廃棄したいときはどうすればよいですか。

2-3-2 生徒・保護者へのデータ提供

- (14) 児童生徒の卒業に際して、児童生徒や保護者の要望がある場合、児童生徒本人や保護者に教育データを提供することは可能ですか。
- (15) 進学先の学校に教育データを提供する際は、どのようなことに気を付ければよいですか。

パート 3 個人情報保護法関係

3-1 個人情報の定義

- (16) 個人情報とは、どのようなものが当てはまりますか。
- (17) 名前は表示せず、クラス・出席番号のみを表示した成績等のデータは、個人情報にあたりますか。

3-2 利用目的の明示

- (17 の 2) 利用目的の特定はどのようにすればよいですか。
- (18) 利用目的の明示を行なう際、どのようなことに気を付ければよいですか。
- (19) 教育データの利用目的を明示するときは、①「誰が」②「誰に対して」明示すればよいですか。
- (20) 教育データを取得する場合に、利用目的は①いつ、②どのような方法で明示する必要がありますか。
- (21) — ※ (20) と統合したため、削除
- (22) 利用目的の明示にあたっては、利用目的をどの程度具体的に示す必要がありますか。

3-3 同意の取得

- (23) 教育データを取得・利用・提供するにあたって、同意が必要となるのはどのような場合ですか。
- (24) 同意が必要な場合、①「誰が」②「誰から」同意を取得すればよいでしょうか。
- (25) 同意の取得は、どのような方法で行えばよいですか。

3-4 第三者への提供

- (26) 外部に対して教育データを提供する際は、どのようなことに気を付ければよいですか。

(1) 教育データとは、具体的にどのようなものを指しますか。

【回答】

教育データとは、初等中等教育段階の学校教育における児童生徒の教育・学習に関するデータ全般のことを指します。教育データは、その内容によって、大きく分けて①行政系データ、②校務系データ、③学習系データと整理することができます。

【解説】

1. 教育データとは？

「教育データ」という用語は多義的ですが、本 Q&A においては、「教育データ」を（1）対象（2）内容という観点から、以下のように整理します。

(1) 対象

初等中等教育段階の学校教育における児童生徒の教育・学習に関するデータを対象とします。なお、個々の子供の学びによる変容を記録し、活用していく観点から、定量的データ（テストの点数等）だけではなく、定性的データ（成果物、主体的に学習に取り組む態度、教師の見取り等）も対象とします。

(2) 内容

教育データは内容ごとに、概ね、以下のように区分できます。

① 行政系データ

国や地方公共団体が統計・調査などにより収集・蓄積しているデータで、行政職員や教職員が取り扱う情報です。

(例)

- ・ 児童生徒数・教員数等の基礎情報
- ・ 端末整備の状況
- ・ 学力・学習状況調査や体力調査の結果等

② 校務系データ

学校運営に必要な児童生徒の学籍情報等のデータであり、教職員が学校・学級の管理運営、学習指導、生徒指導、生活指導などに活用する情報です。

(例)

- ・ 学籍情報（学年・組・番号等）
- ・ 出席簿
- ・ 指導要録に記載のある成績情報
- ・ 進路指導情報（進学先等）

¹ 学校教育として活用されるデータ全般を指しており、学校教育として行われているものは家庭等の学校の外で行われているもの（例：宿題や家庭学習など）を含みます。

③ 学習系データ

ワークシートや学習ドリル、アンケートなどの学習に関するデータであり、教職員や児童生徒自身が日々の学校における教育活動において活用する情報です。

(例)

- ・ 端末の利用ログ
- ・ 学習の記録（確認テスト結果等）
- ・ アンケートの回答結果
- ・ 活動の記録（動画・写真等）

2. 教育データと個人情報の関係性

次に、教育データと個人情報の関係性について解説します。

個人情報保護法における「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」または「個人識別符号を含む情報」のことをいいます。

上述のように、教育データは多種多様であるため、一概に整理することは困難ですが、上記②の校務系データ（例：学籍情報（学年・組・番号等）など）や、③の学習系データ（例：学習の記録（確認テスト結果等）など）は、個人情報に該当する場合があります。

一方で、①の行政系データは、統計情報など特定の個人を識別できない情報が多く含まれています。

いずれにしても、取り扱う教育データの内容に照らして、個別に判断する必要があります。

また、端末や学習ソフトウェアの利用ログや学籍番号など、その情報のみでは特定の児童生徒を識別できないような情報²についても、他の情報と容易に照らし合わせることができ、それにより特定の個人を識別することができる場合は、「個人情報」に当てはまる場合がありますので注意が必要です。具体的にはQ(16)で解説していますので、参照してください。

3. 「個人情報」はどのように取り扱わなければならないか？

取り扱う教育データが「個人情報」に該当する場合は、その本人から直接その教育データを取得する場合には、その個人情報の利用目的をはっきりと児童生徒や保護者に伝えたり、しっかりとした管理体制を整備したりするなど、個人情報保護法や各地方公共団体の個人情報保護法施行条例等に基づいた適切な取扱いが求められることとなります。具体的にどういったことが必要になるかは、本留意事項において解説しています。

² なお、端末情報等が「個人情報」に当たらない場合であっても、「個人関連情報」（生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しない情報をいいます。）に当たる場合には、これを第三者に提供するにあたり、法第72条の規定に従い提供先に対して取扱い等に係る措置要求の検討が必要な場合があります。

(2) 教育データの利活用を行うと、どのようなメリットや課題があるのでしょうか。

【回答】

教育データを利活用することで、児童生徒が興味のある分野を掘り下げるなど学びを広げることができたり、教師がきめ細かい指導・支援に生かすことができたり、保護者が児童生徒の学校の様子を確認しやすくなったりすると考えられています。また、学校設置者は学校のデータを把握したり、類似地方公共団体と比較したりすることもできるなど、教育データの利活用は、学校現場においても教育行政においても、大きなメリットがあると考えられます。

一方、教育データを利活用する上では、児童生徒のプライバシーの保護や個人情報の適正な取扱いなどの法的・倫理的・社会的課題に気を付ける必要があります。その際、児童生徒が基本的に未成年者であることについても留意します。

【解説】1. 教育データの利活用の可能性³

スタディログ、ライフログ、アシストログといった教育データの利活用を進めることで、全ての子供一人一人の力を最大限に引き出すためのきめ細かい支援が可能になります。この目的の達成に向けて、児童生徒、教師、保護者、学校設置者といった主体ごとにデータの利活用の具体的なイメージを挙げると以下の通りです。

(1) 児童生徒の視点

ア. 学びを振り返る

- ・ 自身の学びや成長の記録を一目で振り返り、強みや弱点を簡単に把握することができる。

イ. 学びを広げる・補う

- ・ 興味のある分野を発展的に学習することができる。
- ・ 苦手分野克服や復習のためにどのようなことをすればよいか把握できる。
- ・ 不登校・病気で学習できなかった部分を補うことができる。

ウ. 学びを伝える

- ・ 学校と家庭での学びをつなぐことができる。
- ・ 転校・進学先に学びの記録を持っていくことができる。
- ・ 資格や履歴の証明等を電子データで提示できる。

(2) 教師の視点

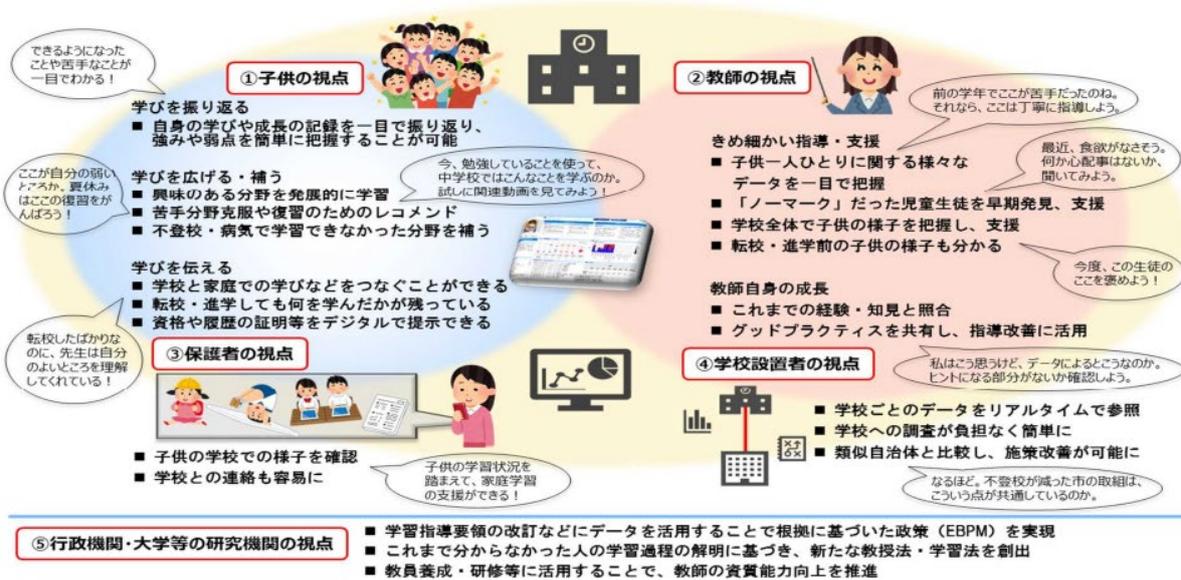
ア. きめ細かい指導・支援

- ・ 児童生徒一人ひとりに関する様々なデータを一目で把握できる。
- ・ これまででは見えにくかった児童生徒の課題を早期に把握し、支援できる。
- ・ 学校全体で児童生徒の様子を把握し、支援できる。
- ・ 転校・進学前の子どもの学びの記録や様子を把握できる。

イ. 教師自身の成長

³ 「教育データの利活用に係る論点整理（中間まとめ）」(https://www.mext.go.jp/content/20210331-mxt_syoto01-000013887_1.pdf)の「3. 教育データの利活用の目的（将来像の具体的イメージ）」参照。

- ・ これまでの経験・知見と照合できる。
 - ・ 好事例を共有し、指導の改善に活用できる。
- (3) 保護者の視点
- ・ 子供の学校での様子を確認できる。
 - ・ 学校との連絡が容易になる。
- (4) 学校設置者である地方公共団体（教育委員会）の視点
- ・ 学校ごとのデータをリアルタイムで見ることができる。
 - ・ 学校への調査が負担なく簡単にできる。
 - ・ 類似地方公共団体と比較して、改善が可能になる。



(出所)「教育データの利活用に係る論点整理(中間まとめ)」(文部科学省)(令和3年3月)

さらに今後、大規模な教育データ（ビッグデータ）が集積されていくことで、そのデータを分析して全体の状況や傾向などを把握し、現場の教育実践の向上や国・地方公共団体等の政策立案につなげることも可能になります。加えて、大学等の研究機関においてもビッグデータの活用が進むことで、効果的な学習・教育方法の検証も可能になります。以上のように、大規模な教育データ（ビッグデータ）を活用することで、エビデンスに基づく学習・指導や、政策立案を行うことができます（なお、ビッグデータの分析を行う際には、個人情報を用いないことには留意する必要があります。）。⁴

2. 教育データを利活用する際に気をつけること

上記1. のとおり、教育データの利活用の可能性は幅広いのですが、一方、教育データを利活

⁴ ビッグデータとは、情報通信技術の進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になった多種多量のデータを言います。教育分野では、例えば、教育データを「統計情報」（複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計等して得られた、集団の傾向又は性質等を数量的に把握する情報）や「行政機関等匿名加工情報」（個人情報保護法第60条第3項）に加工したものがこれにあたります。

用する上では、以下のようなポイントに気をつけていく必要があると考えられます。

(1) 個人情報の適正な取扱い

児童生徒の教育データは、「個人情報」に該当する場合があります。取り扱う教育データが「個人情報」に該当する場合は、その本人から直接取得する際に、取得に当たってその教育データの利用目的を児童生徒本人や保護者に明確に伝えたり、しっかりと安全管理措置を講ずる体制を整備したりするなど、個人情報保護法や各地方公共団体における個人情報保護法施行条例等に基づいた適正な取扱いが求められることに注意する必要があります。

また、児童生徒は、発達段階によっては、本人に明示された利用目的の内容や本人が同意をしたことによって生じる結果を十分に判断できる能力を有していない場合もあるので、保護者への対応が必要な場合があります (Q(3)、Q(19)、Q(24)参照)。

教育データが「個人情報」に当たる場合、具体的にどういった対応が必要になるかは、本留意事項において、解説しています。

(2) プライバシーの保護

プライバシーは従前から、私生活上の情報を無断で公開されない権利として考えられていました⁵。このプライバシーの考え方は現在でも重要ですが、加えて、近年情報通信技術が発展する中で、プライバシーはより積極的に保護すべきではないかという議論がなされるようになってきています⁶。たとえば、IoT や AI などの技術を使ったデータ解析の結果、個人の好みや傾向が明らかとなり、それにより不当な差別的扱いを受ける可能性が生じる、というのもプライバシーの観点からリスクなのではないか、ということも指摘されるようになってきています。⁷

⁵ 三島由紀夫の小説『宴のあと』によりプライバシーを侵害されたとして謝罪広告と損害賠償を請求した事件(宴のあと事件)(東京地判昭和39年9月28日)では、東京地方裁判所は、私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利として理解されるから、その侵害に対して侵害行為の差し止めや精神的苦痛による損害賠償請求権が認められるべきとしました。京都府学連事件(最判昭和44年12月24日)においては、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有し、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し許されないと判示されました。住基ネット事件(最判平成20年3月6日)においては、住民基本台帳ネットワークシステムにより行政機関が住民の本人確認情報を収集、管理又は利用する行為は、当該住民がこれに同意していないとしても、憲法13条の保障する個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を侵害するものではないと判示されました。京都市前科照会事件(最判小昭和56年4月14日)において伊藤正己裁判官は、「他人に知られたくない個人の情報は、それがたとえ真実に合致するものであっても、その者のプライバシーとして法律上の保護を受け、これをみだりに公開することは許されず、違法に他人のプライバシーを侵害することは不法行為を構成するものといわなければならない。」との補足意見が出されました。

⁶ このようなプライバシー権を「自己情報コントロール権」、「自己に関する情報をコントロールする権利」と呼ぶこともあります。

⁷ 昨今の急速なデータ分析技術の発展等を背景に、個人の権利利益の侵害につながる懸念される個人情報の利用の形態がみられるようになり、消費者側の懸念が高まりつつある中で、特に、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのある方法により個人情報を利用するなど、個人情報保護法の目的である個人の権利利益の保護に照らして、看過できないような方法で個人情報が利用されている事例が、一部にみられるようになりました。こうした実態に鑑み、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」(令和2年6月12日法律第44号)による改正により、令和4年(2022年)4月1日より、「不適正な利用の禁止」(法第19条)の規定が明文化されました(「個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。」。)ま

このような状況の中では、児童生徒のプライバシーの保護に最大限配慮し、「安全・安心」を確保しながら、「教育データ利活用」を進めていくことが重要です。

いずれにせよ、プライバシーに該当する個人の教育データの利活用は、本人の理解や納得の上で行われる必要があります。本人の望まない形で行われることによって、不利益を受けることのないように気をつけていく必要があります。

なお、個人情報とプライバシーの関係性については総論編〇〇をご覧ください。

(3) 情報セキュリティやデータガバナンス

児童生徒の教育データを取り扱う場合は、個人情報保護委員会の「個人情報等の適正な取扱いに関する政策の基本原則」⁸の7つの原則⁹の一つである「個人情報等の取扱いに関する透明性と信頼性」の原則にしたがい、事後における対症療法的な対応ではなく、プライバシーを含む児童生徒の権利利益の保護を事業等の設計段階で組み込み、事後的な費用の増大や児童生徒のプライバシー侵害を事前に予防するために、全体を通じて計画的にプライバシー保護の取組を実施することが重要です。

このためには、情報セキュリティ対策をしっかりと行ったり、データを効率的かつ安全に活用するための管理体制やルールを定めたり(データガバナンス体制といいます)する必要があります。具体的には、総論編〇〇をご覧ください。

(4) さらなる課題への対応¹⁰

教育データの利活用について、現在、個人情報保護法等の法律で規定されている気をつけることは主に上記の通りですが、教育データの利活用に関する技術が日進月歩であることを考慮すると、現在は想定していなかった課題が今後随時発生していくことが考えられます。全ての児童生徒や保護者が納得した形で教育データの利活用を進めていくためには、状況に応じて柔軟な対応や説明を行う場面も必要になるでしょう。

さらに今後、教育データの利活用が進むにつれて、これまでの学校教育においては想定されて

た、行政機関等においても同様に、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならないとされています(法第63条)。

⁸ 「個人情報等の適正な取扱いに関する政策の基本原則」(令和4年5月25日・個人情報保護委員会)

⁹ 「個人情報等の適正な取扱いに関する政策の基本原則」に示された各府省等の国の行政機関において政策の規格立案・実施に取り組むことが期待される7つの原則は、以下のとおりです。

- ①個人情報等の取扱いの必要性・相当性
- ②個人情報等の取扱いに関する適法性
- ③個人情報等の利用目的との関連性・利用の適正性
- ④個人情報等の取扱いに関する外延の明確性
- ⑤個人情報等の取扱いの安全性
- ⑥個人情報等に係る本人関与の実効性
- ⑦個人情報等の取扱いに関する透明性と信頼性

¹⁰ 「教育データの利活用に関する有識者会議(第13回)会議資料」の「【資料2-1 参考資料】滋賀大学加納教授提出資料(EdTechのELSI論点101)」(https://www.mext.go.jp/kaigisiryoyou/content/20221011-mxt_syoto01-202318_2-12.pdf)参照。

いなかった課題が発生する可能性があります。たとえば、「EdTech の ELSI 論点 101」¹¹においては、以下のような例があげられています。

(データの利活用の進展により想定される倫理的・社会的課題の例)

- ・ EdTech サービスが提供されている特定教科へのさらなる重点化、受験科目偏重が強化されないか？
- ・ 過去の問題行動がすべて記録蓄積されていくと、例えそこから成長を見せていても、その児童・生徒のことを適切に評価できなくなるのではないか？
- ・ 学習履歴や学力が人格評価と結びつけられないか？

上記の例のような課題は、教育データの利活用が進むにつれて出てきた新たな課題であり、現時点で決まった解があるわけではありません。そこで、こういった新たな課題が出てきた場合には、各学校や地域で議論しながら、全体として納得できる解を探していく必要があるということに、注意が必要です。もちろん、文部科学省においても、今後順次、新たな課題についての議論を進めて、本留意事項の更新を行っていく予定です。

教育データの利活用を安全・安心に進めていくためには、以上のような課題に気を付け、新たな課題の解を探していく必要があります。本留意事項の Q & A 集では、学校関係者の疑問や不安を中心に取り上げ、考え方や議論の状況、対応方法について解説していますので、教育データの利活用を進めていく上での参考にしてください。

¹¹ 「教育データの利活用に関する有識者会議(第 13 回)会議資料」の「【資料 2-1 参考資料】滋賀大学加納教授提出資料 (EdTech の ELSI 論点 101)」(https://www.mext.go.jp/kaigisiryoo/content/20221011-mxt_syoto01-202318_2-12.pdf) 参照。

(5) 教育データを利活用するときには、どのようなことに気を付ければよいですか。

【回答】

まず、教育委員会や学校において、教育データの利活用が安全・安心に行われるための仕組みやルール作りや、教職員等への研修を行うことが重要です。その上で、教育データを取り扱う者一人一人が、仕組みやルールをしっかりと守る必要があります。

また、個人情報が含まれる教育データを利活用する場面では、その利活用の目的が、その個人情報について特定した範囲に含まれているかを確認し、利用目的の範囲外で教育データを利用・提供する場合には、基本的に児童生徒本人や保護者の同意を適切に取得することが考えられます。

また、プライバシーに関わる情報が含まれる教育データについては、児童生徒のプライバシーにも配慮した細やかな対応が必要となります。

【解説】**1 教育データのセキュリティの確保**

教育データの効果的な利活用は、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現していくために大きな役割を果たすこととなりますが（詳細は Q (2) 参照）、教育データには、児童生徒の個人情報やプライバシーに関わる情報が含まれる場合があるため、安全・安心に取り扱う必要があります。そのためには、個人情報保護法¹²や、各教育委員会等で策定している教育情報セキュリティポリシー¹³に従って、教育委員会や学校において、教育データの利活用が、安全・安心に行われるための仕組みやルールを作り、教職員等への研修などを行うことが重要になります（詳細は Q (7) 参照）。その上で、実際に教育データを取り扱う者一人一人が、仕組みやルールをしっかりと守って教育データを取り扱う必要があります。

¹² 個人情報については、保有個人情報の漏えい、滅失又は棄損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされています（法第 66 条第 1 項）。そして、「安全管理のために必要かつ適切な措置」とは、組織的安全管理措置、人的安全管理措置（従業者の監督）、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置及び外的環境の把握があり、具体的には以下のようなものが挙げられます（「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」4-3-1-1 (1)）。

【組織的安全性】組織体制の整備、個人情報の取扱いに係る規律に従った運用、個人情報の取扱状況を確認する手段の整備、漏えい等の事案に対応する体制の整備、個人情報の取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

【人的安全管理措置】従業者の教育

【物理的安全管理措置】個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難の防止、電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止、個人情報の削除及び機器、電子媒体等の廃棄

【技術的安全管理措置】アクセス制御、アクセス者の識別、外部アクセスからの不正防止、情報システムの仕様に伴う漏えい等の防止

【外的環境の把握】保有個人情報を取り扱われる外国の特定、外国の個人情報の保護に関する制度等の把握

¹³ なお、文部科学省も各教育委員会が情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考として、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を策定しており、こちらも参考にしてください。

2 個人情報の適正な取り扱い

個人情報が含まれる教育データの取扱いについては、個人情報保護法の規定に留意する必要があります。個人情報は、原則として、利用目的以外の目的のために利用又は提供することはできません¹⁴。そのため、まず、学校や教育委員会において個人情報を取り扱うにあたり、利用目的を特定することが必要です。個人情報を含む教育データの利活用を行う場合には、行おうとしている利活用が、その個人情報について特定した利用目的¹⁵の範囲内に含まれているのかを確認する必要があります。

利用目的の範囲外で利用・提供する場合には、児童生徒本人や保護者の同意が必要となる場合があります¹⁶。

なお、児童生徒本人や保護者の同意を取得しなくても、利用目的の範囲外で教育データを利用し、外部へ提供することができる場合もあります¹⁷。ただし、どれも法的な判断が必要であり、担当する教職員などが自由に判断してもよいものではないため、注意が必要です。（詳細はQ(23)～(25)参照）。

3 プライバシーへの配慮

教育データの取扱いにあたっては、個人情報保護法を守っていれば十分というわけではない

¹⁴ 法第 61 条第 2 項「行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。」

法第 69 条第 1 項「行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」

¹⁵ 学校の教育活動において従来から行われてきたような情報の利用について、利用目的の明示が不要なことについてはQ(3)参照。

¹⁶ ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合は利用・提供できない点に留意する必要があります。

¹⁷ 児童生徒本人や保護者の同意を得なくても、利用目的の範囲外で教育データを利用したり、提供したりできるパターンは以下のとおりですが、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではありません。なお、どれも恣意的な判断を許すものではなく、法的な検討が必要となります。

①各学校や教育委員会の内部で利用する場合（法第 69 条第 2 項第 2 号）

利用目的の範囲外での利用が学校や教育委員会の「法令で定める所掌事務又は業務」を行う上で必要な利用であって、その個人情報を利用しなければならない相当の理由があるときには、児童生徒本人や保護者の同意を取得する必要はありません。

②他の公的機関に提供する場合（法第 69 条第 2 項第 3 号）

提供を受ける公的機関（他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人を指します。）の「法令で定める事務又は業務」を行う上で必要な利用のためであって、その教育データを利用しなければならない相当の理由があるときには、児童生徒本人や保護者の同意を取得する必要はありません。

③民間企業など、公的機関以外に提供する場合（法第 69 条第 2 項第 4 号）

民間企業など公的機関以外の第三者への提供を児童生徒本人や保護者の同意を得ないで行うことができる場面は、法律により厳しく制限されているので、特に注意が必要です。具体的には、学校が、研究機関に対して教育分野の研究利用目的で教育データを提供するとき、提供が明らかに児童生徒本人の利益になるとき、特別な理由があるときのみ、児童生徒本人や保護者の同意が不要となります。ただし、「特別の理由」は、「相当の理由」よりもさらに厳格に解釈されますので、特に慎重に検討する必要があります。

ことに注意が必要です。

教育委員会や学校が取得する教育データには、プライバシーに関わる情報が含まれる場合があります。一般的に、プライバシーに関わる情報の中には、個人情報であると同時にプライバシーに関わる情報であるものと、個人情報ではないがプライバシーに関わる情報であるものがあります。教育委員会や学校においては、大抵の情報が児童生徒の氏名等と照合することができるため、個人情報ではないプライバシーに関わる情報¹⁸はほとんどなく、個人情報であると同時にプライバシーに関わる情報は多く存在すると考えられます。

例えば、児童生徒の心身の状況に関わる情報、児童生徒から相談された内容や不安・悩みなどの情報、家庭環境・生活環境に関する情報、図書館での本の貸出情報やWebサイトの閲覧履歴などの情報は、個人情報であると同時に、通常、児童生徒やその保護者が他の人には知られたくない、プライバシーに関わる情報です。

こうした情報を含むデータの取り扱いにあたっては、児童生徒のプライバシーに配慮した細やかな対応が必要となります。例えば、取得したデータをむやみに多くの教職員が閲覧できる場所にデータとして残さないといった措置をとることが考えられます（詳細はQ10参照）。

また、プライバシーに関わる情報が含まれる教育データの利活用については、仮に氏名等を削除するなど加工して取り扱うことにしたとしても、漠然とした不安を感じる児童生徒や保護者もいると考えられます。したがって、こうした教育データの利活用を行う場合には、利活用の目的、方法、メリットなどを丁寧に説明し、児童生徒や保護者の理解や納得を得たうえで、利活用を行っていくことが望ましいと考えられます。

¹⁸ 学校において、氏名等と結び付かない、個人情報でないプライバシー情報と考えられるのは、例えば無記名のいじめアンケート等です。これらは、組・番号・氏名などと結び付かなければ個人情報ではないので個人情報保護法の規定に留意した取り扱いをする必要はないですが、児童生徒が他の人に知られたくない情報であると考えられるため、取り扱いに当たっては、児童生徒のプライバシーに配慮した細やかな対応が必要となります。

(6) 個人情報が含まれる教育データについて、教育委員会や各学校が、異なる種類のデータ（校務系データと学習系データなど）同士を統合したり、分析したりすることは問題ないのでしょうか。

(例)

・ダッシュボード

【回答】

対象となる教育データを保有する際の利用目的（※1）に、その教育データを統合・分析することがその個人情報について特定された利用目的に含まれていれば、問題はありません。

例えば、異なる種類のデータを、単にダッシュボード上で統合し一覧的に表示するのみであれば、「その教育データをどのように閲覧するか」という方法の違いにとどまることが多いと考えられ、利用目的の範囲外の利用に当たることは基本的に想定しづらいため、原則として問題ないと考えられます。

一方、それらのデータの掛け合わせ等を通じて分析等を行う場合は、各データに含まれる個人情報について特定した利用目的に他のデータとの「分析」という目的が含まれているかどうかを確認する必要があると考えられます。

例えば、①「既に取得してある教育データの分析を行う場合」には、まず、そのデータに含まれる個人情報について特定されている利用目的を確認します。その利用目的の範囲外で教育データを分析する場合には、基本的に児童生徒本人や保護者の同意を適切に取得することが考えられます（※2）。

また、②「分析する教育データをこれから新たに取得する場合」には、「分析に用いる」等という目的も含んだ形で利用目的を特定することが必要です。

※1 「利用目的の特定」については、Q(17の2)を参照。

※2 Q(23)～(25)を参照。

【解説】

個人情報が含まれる教育データ（詳細は Q(1)1 参照）を利活用する際には、個人情報保護法の規定を守る必要があります。

例えば、個人情報を含む教育データを児童生徒本人や保護者から取得する際には、その利用目的を具体的に特定する必要があり、原則として、特定した利用目的以外の目的のために利用することはできません（詳細は Q(17の2) 参照）¹⁹。（場合によっては、児童生徒本人や保護者に対して、その利用目的を明示する必要があります（詳細は Q(3)、Q(18)～(22) 参照）。）

そして、利用目的の範囲外で利用・提供する場合には、児童生徒本人や保護者の同意が必要となることがあります²⁰。

したがって、異なる種類の教育データを統合したり分析したりする際は、それらのデータに

¹⁹ 法第 61 条第 2 項、法第 69 条第 1 項

²⁰ ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合は、同意があっても利用・提供できない点に留意する必要があります。

ついて、「どのような利用目的を特定しているか」をまず考える必要があります。

なお、児童生徒本人や保護者の同意を取得しなくても、利用目的の範囲外で教育データを利用し、外部へ提供することができる場合もあります²¹。ただし、どれも法的な判断が必要であり、担当する教職員などが自由に判断してもよいものではないため、注意が必要です。

一例として、校務系データ（出欠情報など）と学習系データ（単元テストの結果など）をダッシュボードに統合し、分析する場合を考えてみましょう。

異なる種類のデータを、単にダッシュボード上で統合し一覧的に表示するのみであれば、「その教育データをどのように閲覧するか」という方法の違いにとどまることが多く、単なる閲覧方法の違いによって利用目的の範囲内か否かが変わることは基本的に想定しづらいため、原則として問題ないと考えられます。

一方で、それらのデータの掛け合わせ等を通じて分析等を行う場合は、その分析によって新たな示唆を得る（例：出欠情報と単元テストの結果を掛け合わせて分析し、児童生徒本人の生徒指導に生かす場合など）など、個々のデータについて特定した利用目的の範囲内での利用とはいえないような利用になる場合もあると考えられるため、よく検討する必要があります。

(1) 既に取得してあるデータ同士の分析等をする場合

利用目的の範囲内の利活用といえるためには、あらかじめ、異なる種類のデータ同士の分析等を行うことを利用目的として特定しておく必要があります。

それらの情報を取得した際に、分析等を行うことを想定していなかった場合（例：「出欠情報：出欠状況の管理や指導要録への記載のため」、「単元テストの結果：児童生徒の学習状況の把握の

²¹ 児童生徒本人や保護者の同意を得なくても、利用目的の範囲外で教育データを利用したり、提供したりできるパターンは以下のとおりですが、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではありません。なお、どれも恣意的な判断を許すものではなく、法的な検討が必要となります。

①各学校や教育委員会の内部で利用する場合（法第 69 条第 2 項第 2 号）

利用目的の範囲外での利用が学校や教育委員会の「法令で定める所掌事務又は業務」を行う上で必要な利用であって、その個人情報を利用しなければならない相当の理由があるときには、児童生徒本人や保護者の同意を取得する必要はありません。

②他の公的機関に提供する場合（法第 69 条第 2 項第 3 号）

提供を受ける公的機関（他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人を指します。）の「法令で定める事務又は業務」を行う上で必要な利用のためであって、その教育データを利用しなければならない相当の理由があるときには、児童生徒本人や保護者の同意を取得する必要はありません。

③民間企業など、公的機関以外に提供する場合（法第 69 条第 2 項第 4 号）

民間企業など公的機関以外の第三者への提供を児童生徒本人や保護者の同意を得ないで行うことができる場面は、法律により厳しく制限されているので、特に注意が必要です。具体的には、学校が、研究機関に対して教育分野の研究利用目的で教育データを提供するとき、提供が明らかに児童生徒本人の利益になるとき、特別な理由があるときのみ、児童生徒本人や保護者の同意が不要となります。ただし、「特別の理由」は、「相当の理由」よりもさらに厳格に解釈されますので、特に慎重に検討する必要があります。

ため」など、そのデータ単体での利活用しか想定していなかった場合など) については、

- ① (統合・分析が含まれるよう、) 利用目的の変更を行う²²
あるいは、
- ② 利用目的はそのままに、利用目的の範囲外での利用として、児童生徒本人や保護者の同意を取得するなど(詳細は、Q(23)～(25)を参照してください。)

のいずれかの対応が必要です。

(2) 新たにデータを取得して分析等をする場合

前述のとおり、教育データに個人情報が含まれる場合には、その個人情報について特定した利用目的の範囲での利活用をする必要があります。したがって、分析等の対象になる教育データをこれから新たに取得する場合には、こうした分析等を行うことを想定した上で、適切に利用目的を特定する必要があります。

²² 行政機関等が利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行わなければならないこととされています(個人情報法第 61 条第 3 項)。詳細は Q〇を参照したうえで、各地方公共団体で適切に判断してください。

(7) 教育データをシステム上で安全に管理する上で、どのようなことに気を付ければよいですか。

【回答】

まず、教育委員会や学校において、教育データを安全に管理するための仕組みルール作りや、教職員への研修などを行うことが重要です。そのうえで、教育データを取り扱う者一人一人が、その仕組みやルールをしっかりと守る必要があります。なお、教育データの管理を外部に委託する場合には、適切な委託先を選ぶとともに、委託先の監督も必要になります。

【解説】

児童生徒を本人とする個人情報を含む教育データの効果的な利活用は、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現していくために大きな役割を果たすこととなりますが（詳細は、Q(2) 参照）、教育データには、児童生徒の個人情報やプライバシーに関わる情報が含まれる場合があるため、安全・安心に取り扱う必要があります。そのためには、個人情報保護法、各教育委員会等で策定している教育情報セキュリティポリシー²³に従って、教育委員会や学校において、教育データを安全に管理するための仕組み・ルール作りや、実際にデータを取り扱う者への研修などを行うことが重要になります。

具体的には、例えば、以下のようなことが必要になります（以下はあくまで例なので、詳細は、各教育委員会等が策定したセキュリティポリシーや「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」4-3-1-1（1）の記載を参照してください）。

■教育データを安全に管理するために必要になることの例

- ・ 教育データを安全に管理するための体制整備
- ・ 教育データの取扱い状況を確認する方法の整備
- ・ 教育データの流出が発生した場合に備えた体制の整備、ルール作り
- ・ 教育データが保管されている場所の厳重な管理
- ・ 教育データが記録されている機器、電子媒体（例：パソコン）の盗難などを防止するための対応
- ・ 教育データが記録されている電子媒体などを持ち運ぶ場合の情報流出を防止するための対応、持ち運びのルール作り
- ・ 教育データの削除、廃棄（例：保存年数を超えた教育データの削除）（詳細はQ（12）（13）参照）
- ・ 教育データにアクセスできる者の限定（詳細はQ（10）参照）
- ・ 外部からの不正アクセスを防止するための対応
- ・ 教育データ取り扱いに係る教育、研修

²³ なお、文部科学省も各教育委員会が情報セキュリティポリシーを策定や見直しを行う際の参考として、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を策定しており、こちらも参考にしてください。

そして、これらを実施した上で、実際に教育データを取り扱う者一人一人が、これらの仕組みやルールをしっかりと守って、教育データを管理する必要があります。

なお、教育データの管理を外部に委託する場合には、まず信頼できる適切な委託先を選ぶことが必要です。その上で、委託先との契約においては、データの安全な管理に必要な条項（例えば、委託先の守秘義務）を盛り込むとともに、定期的に委託先の管理状況を確認するなどして、委託先をしっかりと監督する必要があります（詳細は、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」1.8「外部委託」なども参照）。

（参考）前頁の「■教育データを安全に管理するために必要になることの例」の各項目について、文部科学省が策定している「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の参照箇所を下表に整理しています。

※詳細は、各教育委員会等で策定している教育情報セキュリティポリシーをご確認ください。

■教育データを安全に管理するために必要になることの例	「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の参照箇所
教育データを安全に管理するための体制整備	組織体制（1.2.）など
教育データの取扱い状況を確認する方法の整備	組織体制（1.2.）、アクセス制御（1.6.2.）など
教育データの流出が発生した場合に備えた体制の整備、ルール作り	組織体制（1.2.）、情報セキュリティインシデントの報告（1.5.3）、侵害時の対応（1.7.3）など
教育データが保管されている場所の厳重な管理	管理区域の管理（1.4.2.）
教育データが記録されている機器、電子媒体（例：パソコン）の盗難などを防止するための対応	教職員等の利用する端末や電磁記録媒体等の管理（1.4.4.）、教職員等の遵守事項（1.5.1.）など
教育データが記録されている電子媒体などを持ち運ぶ場合の情報流出を防止するための対応、持ち運びのルール作り	教職員等の利用する端末や電磁記録媒体等の管理（1.4.4.）、教職員等の遵守事項（1.5.1.）など
教育データの削除、廃棄（例：保存年数を超えた教育データの削除） （詳細はQ（12）（13）参照）	教職員等の利用する端末や電磁記録媒体等の管理（1.4.4.）、本Q&A集Q（12）（13）など
教育データにアクセスできる者の限定 （詳細はQ（10）参照）	アクセス制御（1.6.2.）など
外部からの不正アクセスを防止するための対応	アクセス制御（1.6.2.）、不正アクセス対策（1.6.5）など
教育データ取り扱いに係る教育、研修	研修・訓練（1.5.2）など

(8) 教育データを取り扱う際に、インターネットにつながるシステムを利用する場合とそうでない場合で、気を付けるべきことに違いはありますか。

(例)

- ・授業でクラウドの共同編集ツールやチャット機能を使うとき

【回答】

インターネットに接続するシステムを利用する場合でもそうでない場合でも、基本的に、気を付けるべきことに違いはありません。どちらの場合でも、適切に教育データを管理することが必要です。ただし、クラウドサービスを利用する場合には、クラウドサービスの特性に起因する留意点もあるので注意が必要です。

【解説】

(1) 1人1台端末の整備に伴って、インターネットにつながるシステムやサービス（クラウドサービス）を利用する機会は従前と比べて増加しています。こうしたクラウドサービスの利用は、費用負担の軽減やセキュリティ水準の向上、システムの柔軟性の向上など、多くのメリットがあると考えられます。一方で、インターネットにつながっていることによって、なんとなく「怖い」「不安だ」といった声なども見受けられます。では、インターネットにつながっているシステムを利用する場合とそうでない場合で、教育データの取り扱いについて、どのようなところに違いがあるのでしょうか。

(2) 学校現場で取得される教育データには、児童生徒の個人情報やプライバシーに関わる情報が含まれる場合が多いため、取り扱いにあたっては、適切にデータを管理する必要があります。このことは、インターネットにつながるシステムを使用する場合とそうでない場合とで、違いはありません。

ただし、クラウドサービスを利用する場合には、クラウドサービスの特性²⁴を踏まえた留意点に注意が必要です。

具体的には、信頼できるクラウドサービス提供事業者のシステムを利用するとともに（システムを導入・利用するにあたって確認すべき事項は、Q(4)参照）、アクセス権限を一定の範囲の者に限定したり（Q(10)参照）、データの暗号化などによる安全管理措置を講じたりするなど外部からの不正アクセスを防止するなどの対策が必要になります²⁵²⁶。

²⁴ クラウドサービスの特性の詳細については、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和4年3月）の「1.9クラウドサービスの利用（3）クラウドサービスの特性に起因する留意点」を参照。

²⁵ 対策の詳細については、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参照。主にオンプレミスのシステムの場合については「1.6 技術的セキュリティ」、クラウドサービスを利用する場合には「1.9 クラウドサービスの利用」、学習用端末の利用については「1.12 11人1台端末におけるセキュリティ」で解説されています。

²⁶ クラウドサービス提供事業者が、そのサーバ上で学校等の利用者が保存等する個人情報を取り扱わない場合には（「取り扱わない場合」の意味については、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A・Q7-53なども参照）、当該利用者が当該事業者に対して個人情報の取扱いを委託しているものではなく、当該利用者自らが個人情報を取り扱っていることとなり、当該利用者は必要か

(3) また、海外のクラウドサービスについては、管理する教育データやシステムについて、一部の日本の法令が適用されない場合や、「法的なトラブルが生じた場合に利用する裁判所（管轄裁判所）」が日本国外となってしまう場合がありますので、同サービスの利用については慎重な対応が求められています²⁷。

(4) ここからは、クラウドサービスの特性を理解するにあたり、そもそもクラウドサービスとは何かについて、政府全体の方向性ととも説明します。

クラウドサービスとは、簡単に言えば、「インターネット経由で利用できるサービス」のことを言います。少し分かりにくいので、従来からあったサービス形態と比較してみましょう。従来において主流だったのは、パソコンなどのハードウェアにソフトウェアをインストールして利用し、データ等もそのハードウェア本体や自前で用意したサーバに蓄積されていく、いわゆる「オンプレミス」と呼ばれるサービス形態でした。しかしながら、こうしたオンプレミス型には、サーバの維持管理コストやセキュリティ面のほか、ソフトウェアがインストールされたハードウェアが手元にないとサービスが利用できないなどの課題がありました。

一方で、クラウドサービスは、サーバを自前で用意する必要がないためコスト削減に繋がったり、サーバ（データセンター）の管理を厳重に行っているためセキュリティ面での安全性が高かったり、インターネットを介してサービスを利用するため時間や場所の制約がほとんどない、などの利点があります。

クラウドとオンプレミスはそれぞれに特徴がありながらも、政府全体としては、上述のように多くの利点があるクラウドの利用を推進する、という方針が示されています（クラウド・バイ・デフォルトの原則²⁸）。

(5) また、文部科学省においても、「教育情報セキュリティポリシーガイドライン」において、

適切な安全管理措置を講じる必要があります。これに対し、当該事業者が当該個人情報を取り扱っている場合には、学校等の利用者がクラウドサービス提供事業者に対して個人情報の取扱いを委託したこととなり、当該利用者は当該事業者に対し、必要かつ適切な監督もあわせて行う必要があります。具体的には、委託先によるアクセスを認める情報及び情報システムの範囲を判断する基準（保存された情報等に対して国内法令のみが適用されること等）や委託先の選定基準を整備するとともに、委託先との契約において個人情報の「安全管理のために必要かつ適切な措置」（法 66 条第 1 項。安全管理措置）のために必要な条項（委託先における情報管理に関する条項、再委託先の選定に関する事項、委託先に対する監査等に関する条項等）を盛り込んだ上で、定期的な監査を行うなどの対応が必要になります（詳細は、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）4-3-1-1「行政機関の長等が講ずべき安全管理措置」、4-8-9「個人情報の取扱いの委託」も参照）。また、個人情報の取扱いの委託に該当する場合、当該クラウドサービス提供事業者は、行政機関等と同様の安全管理措置（詳細は脚注 5 参照）を講じる義務があります（法第 66 条第 2 項 1 号）。

²⁷ 詳細は、「教育情報セキュリティポリシーガイドライン」（令和 4 年 3 月文部科学省）の第 5 章「教育現場におけるクラウドの活用について」「1.9.1 学校現場におけるクラウドサービスの利用について」「(3) クラウドサービスの特性に起因する留意点」及び「1.9.3 パブリッククラウド事業者のサービス提供に係るポリシー等に関する事項」【解説】(10)③を参照。

²⁸ 「政府情報システムにおけるクラウド サービスの利用に係る基本方針」（2021 年（令和 3 年）3 月 30 日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）の「2 基本方針 2.1 クラウド・バイ・デフォルト原則」を参照。

教育現場におけるクラウドの活用を推進しています²⁹。校務系データなどの機密性の確保にあたっては、旧来はネットワーク分離による制御を中心とした境界防御型的手段で対応されてきましたが、近年では、端末への対策を中心とした、接続するネットワークを限定しないアクセス制御認証型（ゼロトラスト）への移行または組み合わせも有効な手段として推奨されています。これらの手段を用いれば、クラウドを活用する場合も、セキュリティ確保が可能となります。

図表 境界防御型とアクセス認証型の違い

境界防御型	アクセス認証型 (ゼロトラスト)
内部ネットワークと外部ネットワークを明確に切り離すことで、機密性を高める手法。 学校内からの通信のみに限定した場合に有効。	端末の認証やセキュリティ対策を充実させ、それぞれのリソースへのアクセス認証や通信の保護を徹底することで、ネットワークによる制限を必要としない手法。 接続するネットワークを限定しないため、リモートワーク等の働き方改革の推進に有効。

出所) 文部科学省 「『教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』ハンドブック」(令和4年3月)

(6) いずれにせよ、デジタル社会である現代において、正しく情報の価値や真偽を見極め、自分の力で判断できる児童生徒を育てるためにも、「インターネットやクラウドサービスはなんとなく怖い」という不安感から過度にその利用を禁止・制限してしまうのではなく、特徴や留意点を理解した上で、適切なセキュリティの確保された環境下で実際に活用してみることが重要です。

²⁹ 「教育情報セキュリティポリシーガイドライン」(令和4年3月文部科学省)の第5章「教育現場におけるクラウドの活用について」及び「1.9 クラウドサービスの利用」を参照。

(9) 児童生徒の成績、健康診断の情報、いじめや心の相談などに関する情報などの教育データをクラウドに保存してよいですか。

【回答】

児童生徒の成績、健康診断の情報、いじめや心の相談に関する情報などの取り扱いに注意が必要な教育データをクラウドに保存することは問題ありません。インターネットにつながるサービスでもそうでないサービスでも、教育データは種類や内容に関わらず適切に管理する必要がありますが、クラウドを利用する場合は、Q (8) で示したクラウド利用にあたっての一般的な留意点に気を付ける必要があります。

【解説】

クラウドサービスは、すでに多くの企業、個人の間で利用されています。Q (8) で解説したように、クラウドには、時間・場所・端末を問わず利用が可能、システムの維持管理の負担が大きく低下するなどのメリットがあるとされ³⁰、今後、学校現場においても、教育データの利活用のツールとして、クラウドを積極的に利用していくことが想定されます。

その場合、クラウドサーバ上に、児童生徒の成績、健康診断の情報、いじめや心の相談に関する情報など、取り扱いに注意が必要な教育データを保存することについて、不安を感じることもあるかもしれません。

結論から解説すると、上述したようなデータをクラウド上に保存することは、特に問題ありません。種類や内容に関わらず、教育データは適切に管理する必要があり、インターネットにつながるサービスでもそうでないサービスでも、この点は変わりません。しかしながら、Q (8) でも解説したように、クラウドを利用する際には、クラウドの特徴を踏まえた留意点がありますので、こうした一般的な留意点を踏まえることが必要です。

具体的には、信頼できるクラウドサービス事業者のサービスを利用するとともに³¹、アクセス権限を一定の範囲の者に限定したりするなどの対策が必要になります。詳細は、Q (8) や、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」1.9. 「クラウドサービスの利用」を参照してください。

なお、「クラウド」というと、サーバの所在地が一見分からないため、そのようなサーバにデータを保存することについて不安を感じる、という声も見受けられるところです。その観点での留意点については、Q(8)の【解説】(3)にて解説していますので、あわせてご参照下さい。

³⁰ 詳細は、「教育現場におけるクラウド活用の推進に関する有識者会合報告書」参照

³¹ なお、海外のクラウドサービスについては、管理する教育データやシステムについて一部の日本の法令が適用されない場合や、「法的なトラブルが生じた場合に利用する裁判所（管轄裁判所）」が日本国外となってしまう場合がありますので、同サービスの利用については慎重な対応が求められています（詳細は「教育情報セキュリティポリシーガイドライン」（令和4年3月文部科学省）「1.9.3 パブリッククラウド事業者のサービス提供に係るポリシー等に関する事項」【解説】(10)③参照）。

(10) 教育データは、誰が閲覧して良いですか。

【回答】

学習ソフトウェアや校務支援システムの発達により、児童生徒の情報を教職員間で共有することが容易になり、一人一人に合わせた個に応じた指導が可能となります。しかし、児童生徒を本人とする個人情報を含む教育データには児童生徒の個人情報やプライバシーが含まれる場合があるため、各教育データの利用目的に照らして、閲覧できる者は必要最小限にとどめることが求められます。

教育データの種類に応じて、閲覧できる者は以下を基本とすると良いと考えられます。

- ・行政系データ：行政職員及び教職員
- ・校務系データ：教職員
- ・学習系データ：日々の教育活動に関係する教職員や児童生徒、保護者等

加えて、教育委員会や学校の判断において、教職員以外の専門スタッフ等が閲覧できるようにする場合も考えられます。

しかし、全ての個人情報を含む教育データについて、以上の基本的な取り扱いに従っていれば問題ないというわけではなく、個別にアクセス権限を設ける必要がある場合があることに注意が必要です。

【解説】

学習ソフトウェアや校務支援システムの機能の発達により、児童生徒の情報を教職員間で共有することが容易になり、一人一人に合わせた個に応じた指導が可能となりました。このメリットを生かすため、教育データを学校内で共有し、子供のよりよい学びや、いじめ等の早期発見につなげることが期待されています。

しかし、児童生徒を本人とする教育データには、児童生徒の個人情報やプライバシーが含まれる場合があるため、注意が必要です。教育データに含まれる個人情報は、原則として、その個人情報について特定した利用目的の達成に必要な範囲でのみ、取り扱うことができるとされています³²。このことから、各データの閲覧・利用も、定められた利用目的の達成に必要な場合に限られるため、閲覧できる者は必要最小限としておくことが求められます（Q(7)参照）。

閲覧できる者（アクセス権限を付与する対象者）については、データの種類ごとに異なることが考えられます。例えば、以下を基本とすると良いと考えられます。

³²法第 61 条 1 項、2 項「第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。」

第 69 条 1 項。「行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」

データの種類 ※公表情報を除く	データの説明	閲覧できる者 (アクセス権限を付与する対象者)
行政系データ (例) ・児童生徒数・教員数等の基礎情報 ・端末整備の状況 ・学力・学習状況調査や体力調査の結果等	国や地方公共団体が統計・調査などにより収集・蓄積しているデータで、行政職員や教職員が取り扱う情報	行政職員及び教職員
校務系データ (例) ・学籍情報(学年・組・番号等) ・出席簿 ・指導要録に記載のある成績情報 ・進路指導情報(進学先等)	学校運営に必要な児童生徒の学籍情報等のデータであり、教職員が学校・学級の管理運営、学習指導、生徒指導、生活指導に活用する情報	これらの目的に関わる教職員
学習系データ (例) ・端末の利用ログ ・学習の記録(確認テスト結果等) ・アンケートの回答結果 ・活動の記録(動画・写真等)	ワークシートや学習ドリル、アンケートなどの学習に関するデータであり、教職員や児童生徒自身が日々の学校における教育活動において活用する情報	教育活動に関わる教職員、児童生徒とその保護者。教育活動に関わる教職員としては、管理職や学年主任、担任、授業を担当する教師などが考えられます。

しかし、全ての個人情報を含む教育データについて、以上の基本的な取り扱いに従っていれば問題ないというわけではないことに注意が必要です。

例えば、児童生徒の病気に関する情報、相談事や悩みなど児童生徒の内面に関わる情報、家庭環境・生活環境に関する情報、図書館での本の貸出情報やWebサイトの閲覧履歴などの情報は、個人情報であると同時に、通常、児童生徒が他の人には知られたくない、プライバシーに関わる情報です。このような情報のうち、特段学校内での共有が必要ないと思われるものは、むやみに多くの教職員が閲覧できる場所にデータとして残さない、といった対応は引き続き行っていく必要があります。そういった個別の教育データの取り扱いについては、アクセス権限を適切に設定したり、全教職員が閲覧できる場所にデータを置かないようにしたりする方法が考えられます。

とはいえ、児童生徒の教育データの連係や共有が容易になることは教育データ利活用のメリットの一つであることを踏まえ、個別具体的に判断を行っていく必要があります。

なお、教育委員会や学校から外部（他市町村や民間事業者など）³³へ個人情報を含む教育データを提供する場合、「必ず児童生徒本人や保護者の同意を取得しなくてはならないのではないか」というイメージがあるかもしれません。しかし、このような場合であっても、必ずしも同意が必要となるわけではありません。

同意が必要か否かについては、「提供の相手方が外部であるか内部であるか」で判断するのではなく、まずは「教育データに含まれる個人情報について特定した利用目的の範囲内であるか範囲外であるか」で判断する必要があります³⁴。そのため、教育データを利用する場合と同様に、提供する場合もまずはその個人情報の利用目的を確認することが重要です。

	内部利用	外部提供
利用目的内	同意不要	
利用目的外	同意必要	

利用目的の範囲内であるかの確認については、Q(26)をご覧ください。

³³ 公立学校については、当該学校を所管する教育委員会が法第2条第11項第2号の「地方公共団体の機関」に当たりますので、「外部」であるかどうかは教育委員会の外部であるかどうかにより判断します。同一市町村内であっても、他の機関（首長部局等）は「外部」に当たる場合があるため注意が必要です。

³⁴ 児童生徒本人や保護者の同意を取得して利用・提供できる場合のみならず、利用目的の範囲外で、同じ教育委員会管内で教育データを共有したり、外部に提供したりすることができる場合もあります。詳細はQ26をご覧ください。

(16) 個人情報とは、どのようなものが当てはまりますか。

【回答】

学校・教育委員会においては、例えば児童生徒の氏名や生年月日、出欠席情報、テストの評点や学習アプリの回答履歴などが個人情報に当たると考えられます。

(※あくまで一例であり、個人情報に当たるかどうかは個別具体的に判断する必要があるため、詳細は解説をご参照ください。)

取り扱う教育データが個人情報に当たる場合は、その本人から直接その教育データを取得する場合にはその個人情報の利用目的を児童生徒や保護者に明確に伝えたり、しっかりとした管理体制を整備したりするなど、個人情報保護法や各地方公共団体の個人情報保護法施行条例等に基づいた適切な取扱いが必要になります。

【解説】

1. 学校・教育委員会における個人情報

学校・教育委員会において、個人情報とは、例えばどのようなものが当てはまるでしょうか。

「教育データ」という用語は多くの意味を持っていますが、本留意事項においては、「初等中等教育段階の学校教育における児童生徒の教育・学習に関するデータ」と整理しています。なお、詳細はQ(1)もご参照ください。

「教育データ」のうち、例えば以下のようなデータは、基本的に個人情報に当たると考えられます。

児童生徒の

- 氏名、年組、学籍番号
- 住所、生年月日、身長、体重
- 出欠席情報
- 1人1台端末の操作履歴
- テストの評点
- 学習アプリの回答結果、回答時間

※あくまで一例

なお、上で挙げたものは、あくまで一例であり、取り扱う教育データの内容や状況に照らして、個別具体的に判断する必要があります。詳細は3. をご参照ください。

2. 「個人情報」はどのように取り扱わなければならないか？

取り扱う教育データが「個人情報」³⁵に該当する場合は、その本人から直接その教育データ

³⁵ 行政機関等においては、安全管理措置（法第66条第1項）、漏えい等の報告等（法第68条）、利用及び提供の制限（法第69条）など、法第5章の主な規律の対象となるのは「保有個人情報」（行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもののうち、行政文書等に記録されているもの。法第60条第

を取得する場合にはその個人情報の利用目的を児童生徒や保護者に明確に伝えたり、しっかりとした管理体制を整備したりするなど、個人情報保護法や各地方公共団体の個人情報保護法施行条例等に基づいた適正な取扱いが求められることとなります。具体的にどういったことが必要になるかは、本留意事項において解説しています。

3. 「個人情報」とは？

個人情報保護法における「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、以下の①または②に当てはまるものをいいます。

- ① 氏名などその情報のみにより、特定の個人を識別することができるような情報。(ア)
または、生年月日などその情報のみでは特定の個人を識別できなくても、他の情報と容易に照らし合わせることができ、それによって特定の個人を識別できる情報。(イ)
- ② 個人識別符号を含む情報。

(1) 個人情報には、そのみで特定の個人を識別できる氏名などの情報(ア)のみならず、他の情報と容易に照らし合わせることができ、それにより特定の個人を識別できる生年月日などの情報(イ)も含まれます。

少し分かりづらいので、1. で挙げた例に立ち返ってみましょう。例えば、「児童生徒の氏名」は、氏名から特定の児童生徒を識別することができるため、「個人情報」と言えます(ア)。しかしながら、例えば「生年月日」や「学籍番号」は、あくまで数字や番号であり、それ自体に特定の児童生徒が特定できるような情報が含まれているわけではありません。では一体なぜ、このような情報も「個人情報」にあたる場合があるのでしょうか。

(2) その情報のみでは特定の児童生徒を識別できないような情報についても、他の情報と容易に照らし合わせることができ、それにより特定の個人を識別することができる場合は、個人情報に当てはまる場合があります。(イ)

(3) 先ほどの「学籍番号」を一例に考えてみましょう。

学籍番号そのみでは、それが誰の学籍番号なのかは分かりません。

しかし、(2) にも記載したとおり、他の情報と容易に照らし合わせることができ、それによって特定の個人を識別できる場合は、その情報も個人情報に当てはまります。

もう少し具体的に解説すると、例えば、学校においては通常、学籍番号と特定の児童生徒の氏名の対応関係を把握しているため、それらを容易に紐付け、学籍番号から特定の児童生徒を識別することが可能です。こういった場合は、その学校においては、その学籍番号も「個人情報」に当たることとなります。(イ)「個人情報」に当たる場合は、個人情報の適正な取扱いに関する個人情報保護法のルールに則った取り扱いをする必要があります。

このように、その情報のみでは特定の個人を識別することができない場合でも、他の情報と容易に照らし合わせることができ、それにより特定の個人を識別することができる場合は、その情

1 項) とされています。

報は「個人情報」として扱うことが求められるため、注意が必要です。

(4) ここでいう「他の情報と容易に照らし合わせることができる」とは、例えば、各学校³⁶において通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照らし合わせることができる状態をいいます。例えば、児童生徒の氏名を匿名化し、学籍番号などの番号や符号で管理したとしても、それだけでその学籍番号などが個人情報に当たらなくなるわけではありません。例えば、学校においては、通常、名簿などを使って氏名などの情報と照らし合わせることで、学籍番号などの番号や符号から、特定の児童生徒などを特定することができるため、この場合は、その番号や符号についても、個人情報に当たります。

また、個人情報に当たるかどうかを判断する際、その情報が公開されているかどうかは関係しません。したがって、ある個人が自らインターネットや SNS に公開している情報であっても、それが特定の個人を識別できる³⁷ような情報であれば、個人情報に当たります。

(5) なお、「個人識別符号」については、学校・教育委員会で取り扱うと考えられるものは少ないですが、代表的なものとしては個人番号（マイナンバー）³⁸や健康保険証の記号・番号が②「個人識別符号」に当たります³⁹。その他にどのような情報が②「個人識別符号」に該当するかは、脚注をご参照ください。

³⁶ 教育委員会が所管する公立学校については、個々の学校自体が法第 2 条第 11 項第 2 号の「地方公共団体の機関」に該当するものではなく、当該学校を所管する教育委員会が、法第 2 条第 11 項第 2 号の「地方公共団体の機関」に該当します。

³⁷ 「特定の個人を識別することができる」とは、社会通念上、一般人の判断力や理解力をもって、生存する具体的な人物と情報との間に同一性を認めるに至ることができることをいいます。

³⁸ マイナンバーの取り扱いは法令（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号））により用途が厳しく制限されているため、学校で取り扱うことは基本的に想定されず、教育委員会で取り扱う場合も限られています。

³⁹ 個人識別符号とは、単体で特定の個人を識別することができるものとして政令（個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号））で定められた文字、番号、記号その他の符号をいいます（法第 2 条第 2 項）。マイナンバーの他にはパスポート番号や健康保険証の記号・番号、一定の要件を満たす生体認証情報などがこれに該当しますが、いずれも学校・教育現場で取り扱うことは稀であると考えられます。

(23) 教育データを取得・利用・提供するにあたって、同意が必要となるのはどのような場合ですか。

【回答】

児童生徒を本人とする個人情報を含む教育データを取得するにあたっては、基本的に、まず利用目的を特定し（利用目的の特定については Q(17) の 2 参照）、必要に応じて児童生徒本人や保護者に対して特定した利用目的の明示を行います（どういった場合に利用目的の明示が必要になるかは Q(18) 参照）。そして、その利用目的の範囲内で利用・提供する場合においては、児童生徒本人や保護者から同意を得る必要はありません。そのため、教育データの利用・提供が利用目的の範囲内であるかどうかについて、よく確認することが重要です。

一方、利用目的の範囲外で教育データを利用・提供する場合には、基本的に児童生徒本人や保護者の同意を適切に取得する必要ことが考えられます。

	内部利用	外部提供
利用目的内	同意不要	
利用目的外	同意必要	

【解説】

1. 同意を取得する必要性

新たに児童生徒を本人とする個人情報を含む教育データを取得する場合には、まず利用目的を特定し、必要に応じて、児童生徒本人や保護者に対して、あらかじめ特定した利用目的の明示を行います（利用目的の特定に関する詳細は Q (17) の 2) 参照。利用目的の明示が必要な場合については Q(18) 参照。）。利用目的の範囲内で利用・提供する場合においては、児童生徒本人や保護者の同意を得る必要はありません⁴⁰。反対に、利用目的の範囲外で利用・提供する場合には、同意が必要となることがあります⁴¹。

そのため、児童生徒本人や保護者の同意を得る必要があるかどうかは、各学校や教育委員会が取得時に特定した利用目的の範囲内であるかどうかによって考え方が異なりますので、まずは特定した利用目的を確認することが重要です。

なお、児童生徒本人や保護者の同意を取得しなくても、利用目的の範囲外で教育データを利用し、外部へ提供することができる場合もあります⁴²。ただし、どれも法的な判断が必要であ

⁴⁰ 法第 69 条第 1 項は、「行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と定めています。その反対に、利用目的の範囲内であれば、利用や提供ができます。

⁴¹ ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合は、同意があっても利用・提供できない点に留意する必要があります。

⁴² 児童生徒本人や保護者の同意を得なくても、利用目的の範囲外で教育データを利用したり、提供したりできるパターンは以下のとおりですが、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではありません。なお、どれも恣意的な判断を許すものではなく、法的な検討が必要です。

①各学校や教育委員会の内部で利用する場合（法第 69 条第 2 項第 2 号）

り、担当する教職員などが自由に判断してもよいものではないため、注意が必要です。

2. 同意を取得する場合

各学校や教育委員会があらかじめ特定した利用目的の範囲外で、児童生徒を本人とする個人情報を含む教育データを利用・提供する場合は、児童生徒本人や保護者の同意を取得することが考えられます⁴³。

誰から同意を取得すべきかについては、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有している場合は本人から、有していない場合は保護者等から同意を取得することとされています⁴⁴。一般的に、義務教育段階の児童生徒は本人だけで判断できる能力を有していないものと考えられるため、義務教育段階では、保護者の同意を、また、高校段階では、生徒本人の同意を取得することが考えられます（詳細はQ(24)参照）。

3. 学習ソフトウェア提供事業者への教育データの提供に関する注意点

続いて、各学校や教育委員会が、学習ソフトウェア提供事業者へ教育データを提供する場合について、整理してみましょう。

通常、学習ソフトウェア提供事業者は、教育委員会の委託先として、1人1台端末での学習のためのプラットフォームサービスや、学習ドリルやグループ学習用の Web アプリケーションサービスの提供などを行っています。各学校や教育委員会が特定した教育データの利用目的の範囲内で委託業務が設定されている場合には、委託先である学習ソフトウェア提供事業者へ児童生徒を本人とする個人情報を含む教育データを提供することについて、基本的に、児童生

利用目的の範囲外での利用が学校や教育委員会の「法令で定める所掌事務又は業務」を行う上で必要な利用であって、その個人情報を利用しなければならない相当の理由があるときには、児童生徒本人や保護者の同意を取得する必要はありません。

②他の公的機関に提供する場合（法第 69 条第 2 項第 3 号）

提供を受ける公的機関（他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人を指します。）の「法令で定める事務又は業務」を行う上で必要な利用のためであって、その教育データを利用しなければならない相当の理由があるときには、児童生徒本人や保護者の同意を取得する必要はありません。

③民間企業など、公的機関以外に提供する場合（法第 69 条第 2 項第 4 号）

民間企業など公的機関以外の第三者への提供を児童生徒本人や保護者の同意を得ないで行うことができる場合は、法律により厳しく制限されているので、特に注意が必要です。具体的には、学校が、研究機関に対して教育分野の研究利用目的で教育データを提供するとき、提供が明らかに児童生徒本人の利益になるとき、特別な理由があるときのみ、児童生徒本人や保護者の同意が不要となります。ただし、「特別の理由」は、「相当の理由」よりもさらに厳格に解釈されますので、特に慎重に検討する必要があります。

⁴³ 1. で記載したように、児童生徒本人や保護者の同意を取得しなくても、利用目的の範囲外で教育データを利用し、外部へ提供することができる場合もあります。ただ、これらの場合に該当するかどうかは、法的な判断が必要です。また、教育現場においては、これらの場合に該当する場面は実際には想定されにくいと考えられます。そのため、本留意事項では、児童生徒本人や保護者の同意取得を基本として解説しています。

⁴⁴ 個人情報にかかる本人が誰か、対象となる個人情報の項目や事業の性質等によって、個別具体的に判断されるべきです。その本人が 12 歳から 15 歳までの年齢以下の子どもの場合については、一般的には同意をしたことによって生ずる結果を判断できる能力を有していないものと考えられるため、保護者（法定代理人）等から同意を取得する必要があります。

徒本人や保護者の同意は不要であると考えられます。

ただし、学習ソフトウェア提供事業者が、自分たちの事業に役立てる目的（例えば自社の営業活動等のために利用する目的など）で教育データを利用したり、統計情報を作成したりすることは、通常、各学校や教育委員会からの委託の範囲を超えるとともに、各学校や教育委員会が特定した教育データの利用目的の範囲を超えていると考えられますので、上記1.のとおり、基本的に児童生徒本人や保護者の同意が必要になると考えられます⁴⁵。

いずれにせよ、学習ソフトウェア提供事業者との間で締結する委託契約の内容については、教育データの利用目的に照らして慎重に確認する必要があります。その上で、実際に、学校が学習ソフトウェア提供事業者に対して教育データを提供する際や、学習ソフトウェア提供事業者が学校から提供された教育データを利用する際には、それが利用目的の範囲内であるか、個別に検討し、必要に応じて同意取得等の対応を行う必要があります。

⁴⁵ ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合は、同意があっても利用・提供できない点に留意する必要があります。

(25) 同意の取得は、どのような方法で行えばよいですか。

【回答】

各学校や教育委員会が、児童生徒を本人とする個人情報を含む教育データを、児童生徒本人や保護者からの同意に基づいて利用目的以外の目的で利用・提供する場合、同意は、書面やアプリ、Web サイトなどを通じて取得することが考えられます。いずれにしても、同意の意思を明確に確認することのできる方法による必要があり、一定期間回答がなかったことのみをもって一律に本人等の同意を得たものとする事は禁止されています。

(同意の取得の方法についての例)

- ・ 同意書などの書面による取得
- ・ Web サイト上のフォームを通じての取得
- ・ メールへの返信による取得
- ・ 電話や個別面談による口頭での取得

【解説】

※ 同意は、どのような場合でも取得しなければいけないわけではありません。こういった場合に同意が必要となるかについては Q(23) を、同意を取得する対象が誰になるかについては Q(24) を参照してください。

教育データを含む個人情報の利用目的以外の目的での利用・提供について「同意を得る」とは、各学校や教育委員会が、個人情報の利用目的以外の目的での利用・提供について「承諾する」という児童生徒本人や保護者の意思表示を確認することです。

同意取得の方法については、児童生徒本人や保護者が同意内容についてきちんと理解して判断できるように、合理的で適切な方法によらなければなりません。ただし、書面でなければいけないということではなく、様々な方法で取得することが考えられます。

具体的には、Web サイト上のフォームによる同意の取得のほか、メールの返信による取得、書面による取得、電話や個別面談による口頭での同意の取得などが考えられます。口頭によって同意を取得する場合は、同意を取得したということを、紙媒体やデジタル媒体による記録として残しておくことが望ましいです。

同意を取得する際には、児童生徒本人や保護者の意思が明確に確認できることが必要です。したがって、「●日以内に回答がない場合は同意したものとみなします」などというように、一定期間回答がなかったことのみをもって一律に同意を得たものとする事はできません⁴⁶。

⁴⁶ 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q & A Q1-60 参照

(26)外部に対して教育データを提供する際は、どのようなことに気を付ければよいですか。

【回答】

児童生徒を本人とする個人情報を含む教育データを外部へ提供する場合は、その提供の目的が、その個人情報について特定した利用目的の範囲内であるかどうかを確認する必要があります。（利用目的の特定については、Q（17の2）を参照してください）

利用目的の範囲内で利用・提供する場合においては、その個人情報にかかる児童生徒本人や保護者の同意を得なくても、外部への提供ができます。

利用目的の範囲外で利用・提供する場合には、基本的に児童生徒本人や保護者から利用の同意を適切に取得することが考えられます（どのような場合に同意取得が必要になるかなどの詳細はQ（23）参照）。

※フロー図を挿入

【解説】

1. 外部へ提供する際に気を付ける点

各学校や教育委員会から外部（他市町村や民間事業者など）⁴⁷へ個人情報を含む教育データを提供する場合、「必ず児童生徒本人や保護者の同意を取得しなくてはならないのではないか」というイメージがあるかもしれません。しかし、このような場合であっても、必ずしも同意が必要となるわけではありません。

同意が必要か否かについては、「提供の相手方が外部であるか内部であるか」で判断するのではなく、まずは、「教育データに含まれる個人情報について特定した利用目的の範囲内での提供であるか範囲外での提供であるか」で判断する必要があります。そのため、教育データを利用する場合と同様に、提供する場合もまずはそれに含まれる個人情報の利用目的を確認することが重要です。

	内部利用	外部提供
利用目的内	同意不要	
利用目的外	同意必要	

なお、教育データの内容や学校等の事情に応じて、児童生徒や保護者の同意を取得したり、丁寧な説明をしたりといった対応を行うことが妨げられるものではありません。

⁴⁷ 公立学校については、当該学校を所管する教育委員会が法第2条第11項第2号の「地方公共団体の機関」に当たりますので、「外部」であるかどうかは教育委員会の外部であるかどうかにより判断します。同一市町村内であっても、他の機関（首長部局等）は「外部」に当たる場合があるため注意が必要です。

2. 利用目的の範囲内であるかの確認

上で述べたように、個人情報を含む教育データを提供するにあたっては、提供の目的が、その教育データに含まれる個人情報について特定した利用目的の範囲内であるか否かによって、取り扱いが異なります。

行政機関や地方公共団体の機関等では、利用目的の範囲内で利用・提供する場合においては児童生徒本人や保護者の同意を得る必要はありません⁴⁸。この場合においては、基本的にその個人情報にかかる本人児童生徒本人や保護者の同意を得る必要はなく、利用目的の範囲内であることを事務的に確認するのみで足りる。

反対に、利用目的の範囲外で利用・提供する場合には、同意が必要となることがあります⁴⁹。

なお、児童生徒本人や保護者の同意を取得しなくても、利用目的の範囲外教育データを利用し、外部へ提供することができる場合もあります⁵⁰。ただし、どれも法的な判断が必要であり、担当する教職員などが自由に判断してよいものではないため注意が必要です。

3. 本人の同意を取得することにより利用・提供する場合の対応

上記を踏まえ、児童生徒本人や保護者の同意を取得して利用・提供する場合には、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有している場

⁴⁸ 法第 69 条第 1 項は、「行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と定めています。その反対に、利用目的の範囲内であれば、利用や提供ができます。

学習ソフトウェア提供事業者などの民間事業者に対する提供についても同様ですが、提供先の民間事業者による営業目的での情報利用が想定される場合には、利用目的の範囲内であるとはいえない場合もあるため注意が必要です。

⁴⁹ ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合は、同意があっても利用・提供できない点に留意する必要があります。

⁵⁰ 児童生徒本人や保護者の同意を得なくても、利用目的の範囲外で教育データを利用したり、提供したりできるパターンは以下のとおりですが、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではありません。なお、どれも恣意的な判断を許すものではなく、法的な検討が必要となります。

①各学校や教育委員会の内部で利用する場合（法第 69 条第 2 項第 2 号）

利用目的の範囲外での利用が学校や教育委員会の「法令で定める所掌事務又は業務」を行う上で必要な利用であって、その個人情報を利用しなければならない相当の理由があるときには、児童生徒本人や保護者の同意を取得する必要はありません。

②他の公的機関に提供する場合（法第 69 条第 2 項第 3 号）

提供を受ける公的機関（他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人を指します。）の「法令で定める事務又は業務」を行う上で必要な利用のためであって、その教育データを利用しなければならない相当の理由があるときには、児童生徒本人や保護者の同意を取得する必要はありません。

③民間企業など、公的機関以外に提供する場合（法第 69 条第 2 項第 4 号）

民間企業など公的機関以外の第三者への提供を児童生徒本人や保護者の同意を得ないで行うことができる場面は、法律により厳しく制限されているので、特に注意が必要です。具体的には、学校が、研究機関に対して教育分野の研究利用目的で教育データを提供するとき、提供が明らかに児童生徒本人の利益になるとき、特別な理由があるときのみ、児童生徒本人や保護者の同意が不要となります。ただし、「特別の理由」は、「相当の理由」よりもさらに厳格に解釈されますので、特に慎重に検討する必要があります。

合は本人から、有していない場合は保護者等から同意を取得することとなります⁵¹。義務教育段階の児童生徒は本人だけで判断できる能力を有していないものと考えられるため、義務教育段階では、保護者の同意を、また、高校段階では、生徒本人の同意を取得することが考えられます（詳細はQ(24)参照）。

また、同意取得の方法については、Web サイト上のフォームによる同意の取得のほか、メールの返信による同意、書面による同意、電話や個別面談による口頭での同意の取得などが考えられます。こちらの詳細については、Q(25)を参照してください。

⁵¹ 個人情報にかかる本人が誰か、対象となる個人情報の項目や事業の性質等によって、個別具体的に判断されるべきです。その本人が12歳から15歳までの年齢以下の子どもの場合については、一般的には同意をしたことによって生ずる結果を判断できる能力を有していないものと考えられるため、保護者（法定代理人）等から同意を取得する必要があります。